

横須賀市立ろう学校学則

(学校の目的)

第1条 横須賀市立ろう学校は、聾者（難聴者を含む。以下同じ。）に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、あわせて、障害の状況に応じて、必要な知識技能を授けることを目的とする。

(部、学科及び修業年限等)

第2条 部、学科、修業年限及び定員については、次のとおりとする。

部	学科	修業年限	定員
幼稚部		3年	120人
小学部		6年	
中学部		3年	
高等部	普通科	3年	

(学年及び学期)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、学年を分けて、次の2学期とする。

(1) 前期 4月1日から10月の第2月曜日まで

(2) 後期 10月の第2月曜日の翌日から3月31日まで

(休業日)

第4条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(3) 学年始休業日 4月1日から4月4日まで

(4) 夏季休業日 7月21日から8月27日まで（ただし授業日数増加に関する施行日は年度によって異なる。）

(5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで

(6) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで

(7) その他校長が必要と認め、あらかじめ教育委員会の承認を受けた日

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は前年度に教育委員会の承認を受けて、全部又は一部の部について同項第3号から第6号までに規定する休業日の一部を授業日とすることができる。

(教育課程及び授業日時数)

第5条 教育課程及び授業日時数は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）及び特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領に基づき校長が定める。

(職員組織)

第6条 職員組織は、校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、事務職員その他必要な職員とし、法令に定める定数を置く。

(入学)

第7条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、年度途中の入学については相談に依る場合もある。

第8条 各部の第1学年に入学できる者は、つぎのとおりとする。

- (1) 幼稚部 年齢満3歳以上の聾者
- (2) 小学部 年齢満6歳以上の聾者
- (3) 中学部 小学部を卒業した者又はこれに準ずる者
- (4) 高等部 中学部を卒業した者又はこれに準ずる者

2 各部の第2学年以上に入学することのできる者は、相当年齢に達し、入学しようとする学年の前学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる聾者とする。

第9条 小学部又は中学部に入学させようとするときは、保護者は、所定の手続を取るものとする。

2 幼稚部に入学を志願する者は、入学願書を校長に提出するものとする。

3 高等部に転入を志願する者は、入学願書を校長に提出し、編入試験を受けるものとする。

第10条 幼稚部及び高等部の入学は校長が許可する。

2 幼稚部及び高等部の入学を許可された者は、保護者の誓約書を提出するものとする。

(転学、退学、休学及び留学)

第11条 児童生徒が転学をしようとするとき、幼稚部幼児若しくは高等部生徒が退学若しくは休学をしようとするとき、又は高等部生徒が外国の高等学校に留学をしようとするときは、保護者は、その理由を付して校長に願い出て承諾を受けるものとする。

(修了及び卒業)

第12条 幼稚部、小学部及び中学部の各学年の課程の修了又は卒業の認定は、平素の成績を評価して定め、高等部においては、所定の単位を修得したことによって認定する。

(卒業証書等の授与)

第13条 校長は、各部のそれぞれの全課程を修了したと認めた者に、修了証書又は卒業証書を授与する。

(授業料、入学検定料及び入学金)

第14条 幼稚部又は高等部の入学に当たって、授業料、入学検定料及び入学金は、徴収しない。

(賞)

第15条 校長は、学業及び品行等が他の模範と認められる児童生徒に対して、これを賞することができる。

(懲戒)

第16条 校長は、教育上必要があると認めたときは、児童生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

(その他の事項)

第17条 この学則の施行について必要な事項は、校長が定める。

附則

この学則は、平成12年6月1日から施行する。

附則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成28年5月1日から施行する。

附則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。